

2026年6月30日

男性職員の育児休業取得率の公表について

表題の件につきまして、育児・介護休業法の改正に伴い男性労働者の育児休業取得率の公表が義務付けられましたので、当法人の令和7年度、上記取得率を公表致します。

記

1. 対象期間

2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日

※公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)

2. 男性職員の育児休業取得率

令和7年度男性労働者育児休業取得率 **50.0%**

育児休業等をした男性労働者の数:1名

配偶者が出産した男性労働者の数:2名

(育児時休業取得率における計算式)

育児休業等をした男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数

以上